氏　　名(本籍)	**髙橋　琢也**（栃木県）
学 位 の 種 類	博士（経営学）
学 位 記 番 号	博営甲第５号
学位授与の日付	平成31年３月20日
学位授与の要件	学位規程第５条第１項該当
学 位 論 文 題 目	**会計利益観の特質および『利益』の意義に関する考察** **―包括利益と純利益の計算および財務諸表上の表示について―**
論 文 審 査 員	主査　駒澤大学教授　博士（経営学）　桑原　正行 副査　駒澤大学教授　片桐　伸夫 副査　駒澤大学教授　博士（商学）　猿山　義広

論 文 内 容 の 要 旨

会計利益観（利益観）および利益概念については、わが国において多くの研究がなされている。利益観の研究では、FASB から公表された 1976 年討議資料に基づく利益観の整理が中心に行われている。そして、日本、アメリカおよび IASB 等の概念フレームワークとの照合を行い、概念フレームワークの有する利益観を検討している。

1976 年討議資料に基づく利益観には、財務諸表の連携を前提としている資産負債観と収益費用観、そして連携を前提としない非連携観が存在している。なお、非連携観を支持するのは、収益費用観の支持者であるといわれている。それら 2 つの利益観では、中心となる概念（鍵概念）が置かれている。資産負債観では、その名の通り「資産」および「負債」が鍵概念となっており、それに基づいて利益を「企業の富」ととらえている。一方で、収益費用観では、「収益」および「費用」が鍵概念となり、利益を「企業の業績」ととらえている。

1976 年討議資料公表後、1978 年から現在にかけて、SFAC が公表されたことで、1976 年討議資料の段階とは異なり、新しい利益概念である「包括利益」がみられるようになった。また、包括利益の出現とともに、「その他の包括利益」が出現した。それらの出現以前は、「純利益」が企業の業績としての意義をもって損益計算書の最終的な利益として存在していた。しかし、今日では、純利益とその他の包括利益 (OCI：Other Comprehensive Income) を組み合わせた包括利益が、（包括利益計算書において）最終的な利益として存在するに至っているのである。OCI は、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益等の項目によって構成され、その性質が独特である。OCI の性質の特殊性・不明瞭性から、包括利益は、業績としての意義をもつ純利益と異なり、その意義が曖昧なのである。

そのことから、本論文では、「利益観とは何なのか」および「包括利益とは何なのか」ということを明らかにすることを目的として検討している。

資産負債観では、鍵概念を資産および負債として、利益概念を企業の富の増加とする。そして、資産は経済的資源、負債は経済的資源を引き渡す義務として定義し、収益と費用については、資産あるいは負債の増減として定義される。一方で、収益費用観では、鍵概念を収益および費用として、利益概念を企業の業績の尺度とする。そして、資産は経済的資源および繰延費用、負債は経済的資源を引き渡す義務、繰延収益および引当金として定義し、収益は収益獲得活動からのアウトプット、そして費用は収益獲得活動へのインプットとして定義される。

資産負債観と収益費用観とでみられる相違点は、利益概念を含む構成要素の定義である。資産と負債においては、繰延費用、繰延収益および引当金を定義に含むか否かという点で資産負債観と収益費用観とに相違がみられる。しかしながら、1976 年討議資料のパラグラフ 52 において、企業に対して権利や義務が生じている繰延費用等については、資産負債観の資産あるいは負債に含めるとされている。そもそも、企業が取引をする場合に、権利あるいは義務が生じていないということは考え難い。仮に、代金を回収していないのであれば回収する権利が生じるし、反対に、代金を支払っていないのであれば支払う義務が生じるのである。すなわち、資産負債観では、繰延費用等は定義上含めていないが、実際的には含められているため、資産負債観と収益費用観とで資産および負債の定義に本質的な相違はない。

次に、収益と費用の定義であるが、これらについても相違はないといえる。資産負債観では、収益と費用を資産あるいは負債の増減に基づいて認識する。一方で、収益費用観では、収益獲得活動にとってインプットあるいはアウトプットであるのかということで認識される。しかし、収益獲得活動に対するものがインプットあるいはアウトプットであるのかという判断には何らかの根拠・証拠が必要となるはずである。その証拠となるのが、資産あるいは負債である。そのため、資産負債観と収益費用観とで収益と費用の定義が異なっているようにみえるのは、収益と費用を直接的に説明しているのか、それとも間接的に説明しているのかといった相違であり、実際には相違しているものではない。また、利益概念についても、富の増加という貸借対照表にみられる利益として説明するか、損益計算書にみられる利益として説明するかという相違でしかない。

このように、資産負債観と収益費用観には、実質的な相違はないといえるが、それではなぜ利益観が取り上げられることになったのかという問題が生じる。そして、その問題の答えが、資産負債観と収益費用観のそれぞれに最も適合する測定属性の違いという相違である。すなわち、収益と費用を鍵概念とする収益費用観では、未実現損益を排除しようとすること、一方で、資産と負債を鍵概念とする資産負債観では、資産や負債の価値を重視することを考慮すれば、収益費用観は原価評価を、資産負債観は時価評価を適用し得るということである。

「利益観とは何なのか」ということは、換言すれば、1970 年代の討議資料において「なぜ資産負債観という考え方がうまれ、収益費用観とは区別されたのか」ということであろう。それは、収益と費用を中心として、原価評価を行っていた当時の会計制度（収益費用観）では、表し得ない現在価値を表す、時価評価を行う会計制度（資産負債観）への転換を図っていたのではないかと考えられる。また、収益獲得能力よりも、資産価値（企業価値）に投資家の関心の変化があったのではないかと考えられ

る。そして、それは、時価評価への対応とともに、評価差額（OCI）を純利益に含めて包括利益とすることで利益概念を対応させている。原価評価を中心としていた収益費用観から時価評価を適用し得る資産負債観への転換を理論づけることによって、利益の本質的な意味が当期純利益から包括利益へと転換したのである。ただし、現行の会計制度にみられるように、すべての項目に対して時価評価を適用するという意味での資産負債観への転換ではなく、時価評価を適用可能な、あるいは適用すべきである項目に対して時価評価を適用するという意味での資産負債観への転換となっている。そのために、これらの特徴は、包括利益の計算･構成にみられ、［純利益（収益費用観）＋ OCI（資産負債観）］としてあらわれる。すなわち、現行の会計利益概念は、収益費用観から資産負債観へ一本化された結果としての包括利益ではなく、これまでの収益費用観を基調とした純利益に、資産負債観の特徴である時価評価を含めた OCI を含んだ結果としての包括利益が示されている。このことは、最終利益を純利益と包括利益として表示する、2 計算書方式が存在していることに裏付けられる。仮に、表示方法が 1 計算書方式のみであれば、そこに示される純利益も資産負債観によるものであるといえるし、完全に資産負債観になったと断定し得る。

したがって、概念的に対立すると考えられる資産負債観と収益費用観は、包括利益あるいは純利益を規定し対立させる概念であるといえる。一方で、現行の会計制度（損益計算書・包括利益計算書）にみられるように、利益観は、基準自体に作用することで、OCI および包括利益を生じさせる概念であるという見方も可能である。

しかしながら、筆者の見解として、収益費用観から資産負債観への転換という見解が誤解であるということが考えられる。いわゆる、A 概念が B 概念へと転換したのではなく、A 概念が A’概念へと拡充したと理解するということである。すなわち、ここでは、収益費用観と全く異なるものを資産負債観と称するのではなく、収益費用観の中に時価評価を取り入れたものを資産負債観と称していると考える。その場合、資産負債観とは、収益費用観を内包する概念であるといえるし、測定の点からいえばハイブリッドな概念であるといえる。そのうえで、現行の会計制度をみれば、包括利益は、［純利益（収益費用観）＋ OCI（資産負債観）＝包括利益（ハイブリッド）］ではなく、［純利益（収益費用観）＋ OCI（時価評価）＝包括利益（資産負債観）］となる。そして、その包括利益の計算の形式によれば、資産負債観では、複合していることが前提となるのであるから、表示方法は、1 計算書方式だけでなく、2 計算書方式も十分に容認される方法となる。したがって、その見解によれば、現行の会計制度は、原価評価と時価評価が組み合わされた、いわゆる収益費用観と資産負債観が組み合わされた「ハイブリッド」と呼ばれ得るものであるが、そうではなく、資産負債観は収益費用観を内包する概念であるということから、実質的に資産負債観を適用しているといえる。

「利益観とは何なのか」ということをまとめれば、利益観は、本質論的に取り扱われる概念でありながら、実質的には、「測定」の部分に関連する個別論な概念である。それは、収益費用観から資産負債観へ転換したとされる今日において、実際には、収益費用観に基づく利益である「純利益」が残存したまま、そこに資産負債観に基づく利益要素である「その他の包括利益」が上乗せされることによって、「包括利益」があらわれると考えられることにある。すなわち、現行の会計制度は、収益費

用観から資産負債観への「転換」というよりも「拡張・拡充」によってもたらされたものである。また、「包括利益とは何なのか」ということは、現状として包括利益に意義があるとはいい難いものであるが、包括利益は、利益観の拡張に伴って、いわゆる利益観の柔軟性によって生じたものであるといえる。

論 文 審 査 結 果 の 要 旨

今回、学位請求論文（課程博士）として提出された高橋琢也氏の「会計利益観の特質および『利益』の意義に関する考察―包括利益と純利益の計算および財務諸表上の表示について―」に関する審査結果を、以下の通り報告する。

Ⅰ　論文の概要

本論文は、1976 年の FASB（財務会計基準審議会：Financial Accounting Standards Board）討議資料において新たに示された会計利益観（資産負債観及び収益費用観）が、現在の損益計算書で示される「包括利益」や「純利益」にどのような影響を与えてきたかのという考察を中心に、「利益観とは何なのか」および「包括利益とは何なのか」ということを明らかにすることを目的としたものである。この本質ともいえる「会計利益」概念に関して、20 世紀においてこれまで議論されてきた歴史的経緯や、現行の会計実務における事例、我が国固有の財産法・損益法など多面的に考察したものであり、全 9 章（序章 / 結章を除く）、約 272 頁（1 頁：1200 字）にわたる労作である。

本論文の構成は以下の通りである。

序章
　第 1 節　研究の背景
　第 2 節　先行研究の問題点と本研究における意義
　第 3 節　本論文の目的と構成
第 1 章　20 世紀における損益計算書の利益表示
　第 1 節　『会社会計基準序説』にみられる利益
　第 2 節　当期業績主義と包括主義の定義
　第 3 節　利益表示に関する概念の萌芽
　第 4 節　日本における会計利益観の特質および『利益』の意義に関する考察
第 2 章　企業会計原則に基づく利益表示に関する考察
　第 1 節　利益表示と企業会計原則
　第 2 節　株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則（1963 年 3 月 30 日）
　第 3 節　改正された損益計算書原則（1963 年 11 月 5 日）
　第 4 節　損益計算書に関連する企業会計原則修正案（1969 年 12 月 16 日）

第５節　1982 年の企業会計原則
第３章　日本の利益観としての財産法と損益法の整理
第１節　『利潤計算原理』における会計の特徴
第２節　財産法と損益法を考察するうえでの前提
第３節　財産法の特質
第４節　損益法の特質
第５節　『利潤計算原理』と討議資料との比較
第４章　FASB1976 年討議資料に基づく利益観の整理
第１節　討議資料で示されている問題点と利益観の基本的前提
第２節　討議資料における利益観の整理
第３節　問題点から読み取れる利益観の基本的特徴
第４節　問題点の分析を含む利益観の整理
＜ Appendix A ＞
補章　　資産負債観にかかわる会計原則に関する考察
＜ Appendix B ＞
第５章　概念的利益観と概念フレームワークの考察
第１節　概念的利益観の様態
第２節　概念フレームワークにみられる利益観
第３節　日本とアメリカの利益観の相違点と類似点
第６章　包括利益と利益計算に関する考察
第１節　包括利益概念およびその他の包括利益概念
＜ Appendix C ＞＜ Appendix D ＞＜ Appendix E ＞
第２節　現行の会計基準と財産法との関連性
第３節　包括利益およびその他の包括利益にかかる論点
第７章　その他の包括利益の処理と評価問題
第１節　その他の包括利益の純資産の部への計上
第２節　現行のその他の包括利益の個別処理
第３節　収益費用観による場合の OCI 項目の処理
第８章　包括利益の表示およびその意義について
第１節　包括利益の意義の検討
第２節　日本企業にみる包括利益表示
第３節　海外企業にみる包括利益表示
第４節　包括利益と株価の関係性
第５節　先行実証研究における包括利益の位置づけ
第９章　会計利益観の定義および本質

第１節　会計構造と会計利益観
第２節　資産負債観の問題点とそれに関する検討
第３節　会計利益観の概念的考察
第４節　ホリスティック観という利益観
結章
＜参考文献＞＜参考 URL ＞

第 1 章では、伝統的な会計に基づく利益と現在までに出現した利益表示の方法について検討している。第 1 節では、伝統的な会計として、Paton & Littleton の『会社会計基準序説』を例に、その会計を概観し、第 2 節では、「当期業績主義」と「包括主義」について、その概念について整理している。第 3 節では、それらの各概念が、いつの時期から現れたのかについて検討している。第 4 節では、現行の損益計算書とは異なる「当期業績主義」の表示について、剰余金計算書と共にみている。

第 2 章では、第 1 章における概念の整理から、実際にそれらの表示がどのように適用されてきたのかを企業会計原則を例にみている。なお、すべての企業会計原則を対象としているのではなく、転換点における企業会計原則のみを考察している。第 1 節では 1949 年（昭和 24 年）の企業会計原則について、第 2 節では 1963 年（昭和 38 年）に公表された『法務省令第三一号』について、第 3 節では第 2 節を受けて同年に改正された企業会計原則について、第 4 節では 1969 年（昭和 44 年）の企業会計原則について、そして第 5 節では現行まで残っている 1982 年（昭和 57 年）の企業会計原則について検討している。その変遷としては、当期業績主義から包括主義という流れになっている。

第 3 章では、利益観について検討する前段階として、我が国の名著である『利潤計算原理』に基づいて、財産法および損益法について整理している。第 1 節では、『利潤計算原理』においてみられる、「照合」について検討している。照合には、記録に基づく貸借対照表と損益計算書の照合である「計算と計算の照合」や、実際調査に基づく貸借対照表と記録に基づく損益計算書の照合である「計算と事実の照合」が存在する。第 2 節では、財産法と損益法の通説と欠点について考察しているが、財産法と損益法は独立に存在するものではなく、相互補完するものである。次に、『利潤計算原理』における財産法を第 3 節で、損益法を第 4 節で扱っている。財産法では、通説で考えられるような、［期末正味財産－期首正味財産＝利益］といった計算式とは異なり、［期末正味財産－期末元入資本＝利益］という計算式を提示している。一方で、損益法では、給付費消計算［給付－費消＝利益］から区別して、収益費用計算［収益－費用＝利益］について論究している。第 5 節では、第 3・4 節を受けて利益観との比較を行っている。

第 4 章では、本論文の中心となる利益観 (the conceptual views of earnings) について、FASB の 1976 年討議資料に基づいて整理している。第 1 節では、討議資料内に示される問題点について示し、また、利益観を整理・考察するうえでの前提についてみている。第 2 節では、資産負債観および収益費用観について整理している。第 3 節では、第 1 節に示した問題点から資産負債観および収益費用観の整理を行っている。第 4 節は、第 3 節を受けた利益観の整理・検討をしている。

補章では、第 4 章でみた利益観という用語が生じる以前のアメリカの会計原則（1957 年）について、整理・検討している。この会計原則は、先行研究では「資産負債観の萌芽」という評価もなされている。この見解について筆者は再検討を行っている。第 1 節では先行研究の概要、第 2 節では 1957 年会計原則の整理、また第 3 節では第 2 節に示される実現概念について、Windal(1961) に拠って検討を行っている。第 4 節では、物価・貨幣価値変動会計について検討し、第 5 節で補章のまとめをしている。

第 5 章では、1976 年討議資料の利益観にみられる「概念的利益観」と実際に概念フレームワークにみられる利益観について検討している。第 1 節では、第 4 章にみた資産負債観と収益費用観との相違について、視点の相違からもたらされるものであることを検討している。第 2 節では、概念フレームワークにみられる利益観として、日本とアメリカの概念フレームワークについてみることで、利益観を検討し、第 3 節では、日米双方にみられる利益観についての類似点および相違点について考察している。

第 6 章では、第 5 章でみた利益観からみられるようになった包括利益について考察し、第 1 節では、利益計算方法としての財産法と損益法と利益観について包括利益概念と共に検討している。第 2 節では、有価証券（売買目的有価証券とその他有価証券）の会計処理を例に、財産法［期末純資産－期首純資産＝利益］によって計算される利益が、純利益から包括利益へと変化していることを検討している。また、クリーン・サープラス関係についても言及している。第 3 節では、OCI の処理について資本取引であるのか、連携について、そしてリサイクリングの必要性について考察している。

第 7 章では、OCI に関する項目の会計処理について考察している。第 1 節では、OCI 項目がなぜ生じるのか、第 5 章第 1 節のような資産負債観および収益費用観のもつ視点から考察している。第 2 節では、現行（いわゆる資産負債観の処理）の繰延ヘッジ会計、退職給付会計および外貨建取引の換算（在外子会社）について整理し、第 3 節では、OCI に係る処理を収益費用観である場合にどのように処理されるのかについて検討している。

第 8 章では、実際の企業の財務諸表をみることで、包括利益に意義があるのか否かについて検討しており、第 1 節では、実際の企業の財務諸表をみるうえでの前提について示している。第 2 節では、日本における上場企業 5 社の財務諸表について、包括利益、純利益、OCI、法人税等および支払配当金を取り上げ、それらの数値の関係性についてみている。また、包括利益を分母とした純利益と OCI の割合を示し、OCI による包括利益の膨張を示している。第 3 節では、米国上場企業について、第 2 節と同様に検討している。そして、第 4 節では、Royal Dutch Shell plc を一例として取り上げ、第 2 節および第 3 節と同様に包括利益等について考察すると同時に、株価との関連についても検討している。

第 9 章では、これまで先行研究ではほとんど考察されてはいないと考えられる「会計利益観の本質」、いわゆる「利益観とは何なのか」という点について検討している。第 1 節では、会計の構造を「公準」、「原則」および「基準」であるとした場合に、利益観が構造の全体に位置付けられるのか（影響するのか）ということについて検討している。また、会計の構造に対する利益観の位置づけから、資産負債観と収益費用観とで位置づけに相違があるのかについてさらに検討している。第 2 節では、第 8 章までの

考察を踏まえて、資産負債観にみられる矛盾および矛盾から派生する問題点について、第3節では、会計と利益観の派生関係について、それぞれ検討している。すなわち、会計から利益観が派生するのか［会計→利益観］、あるいは利益観から会計に落とし込まれているのか［利益観→会計］であるのかということである。第4節では、2010年に公表されたスタッフペーパーに示された「ホリスティック観」について検討している。その性質は、測定属性について、原価と時価評価の両方を含むことが想定されている、いわゆる、ハイブリッドなものである。この点に関して、「資産負債観」と「収益費用観」は相対立する概念ではなく本質的には同じものであり、現在の会計利益概念は両観点をそれぞれ含んでいるという本論文の主張と関連したものである。

Ⅱ　本論文の意義と問題点および今後の課題

会計学の学問分野において「利益とは何か」という命題は、本質的なものであり、また常に考えさせられるものである。しかしながら、このような本質的な問題は、会計学研究においては答えを明確に導き出せることは困難であり、また不可能に近いものといってもよい。今日の会計学研究の主流は、個別具体的な会計基準や会計実務に焦点を当て、論じているものがほとんどであろう。高橋氏の「会計利益観の特質および『利益』の意義に関する考察―包括利益と純利益の計算および財務諸表上の表示について―」は、この利益とは何かについて正面から取り組んだものであり、資産負債観と収益費用観という会計利益観をベースに、原価評価と時価評価、そしてそれに関連する利益概念について、今日の会計基準や会計実務を用いながら体系的に研究したものである。

以下、研究アプローチ・研究内容・研究結果（結論・解釈）における3つの点から、本論文における積極的な意義について示すことにしたい。

〈研究アプローチ〉

先行研究における会計利益観の研究は、「資産負債観」と「収益費用観」の2つに明確に区分し、個々の会計基準がいずれに該当するかといった個別論点に限定されているものがほとんどである。これに対して本論文は、この2つの会計利益観の二者択一的な選択に疑問を呈し、その本質や具体的な違いがなんであるのかということを体系的に研究している。1976年討議資料から議論されてきた「資産負債観」・「収益費用観」という用語は、それ自体は新しい。しかしながら、20世紀初頭から「貸借対照表的観点」「損益計算書的観点」といったような用語において財務諸表の重点はどちらにあるのかといった議論があったこと、また、損益計算書で示される「利益とは何か」という点で、企業の本業に基づく利益のみを損益計算書末尾に示すべきであるという「当期業績主義」と臨時特別損益をも表示すべきであるという「包括主義」が1960年代に議論されていた。この点については第1章・第2章で扱っている。また、第3章において、我が国においても固有な「財産法」・「損益法」という1950年代の論点をも踏まえている。

このように、「会計利益」の本質における20世紀のこれまでの議論を丹念に研究し、これに基づいて、今日の「利益」である「包括利益」の意義を研究しているという点で、これまでの先行研究では十分に行われていないアプローチをとっている。この点を評価したい。

〈研究内容〉

会計研究分野においては、本論文は会計理論研究に属するものであるが、単に理論のみを扱っているわけではなく、現行の会計実務の側面も考察している。これは本論文の第 8 章で取り扱われている。そこでは、日本とアメリカにおける時価総額の高い企業を挙げ、その中で「包括利益」の構成要素である「その他の包括利益（OCI）」が包括利益に対してどの程度の割合を示しているのか、また「その他の包括利益」の大幅なマイナスが企業の株価に対して影響を与えていたのかどうかについて検討している。実証研究といえるものではないが、現行実務がどのように反映されているかを扱っているという意味で幅の広い研究となっており、この点についても先行研究では見られないものである。また、第 6 章においては、第 3 章で扱った「財産法」・「損益法」を踏まえ、今日の利益概念に適応させ、「新財産法」・「新損益法」という新たな考えを示している。すなわち、包括利益とは概念上は、新財産法に通ずるものとしている。1976 年討議資料の後に SFAC が公表されたことで、新しい利益概念である「包括利益」がみられるようになった。これが現在の利益概念であり新財産法的な考えである。しかしながら、包括利益の中身とは、既存の純利益に「その他の包括利益」を合算したものであり、厳密には新財産法といえるものでもない。ところが、通説では表面上、この資産負債観に基づく会計利益観の具体的に示すものが包括利益であると考えられてきた。このことを本論文では明らかにしているという点で先行研究とは異なる特徴がある。

〈研究結果（結論・解釈）〉

1976 年討議資料で示される利益観、そして先行研究においても、両利益観の相違は鍵概念、すなわち「資産・負債の定義」・「収益・費用の定義」の違いによるものであると考えている。そのため、資産負債観と収益費用観は相異なるものという前提としてこれまで扱われてきた。しかしながら、これらの利益観の類似点・同質性についてはほとんど検討されていないし、本論文の最終的結論は、むしろ同質性に着目して、そのような解釈になっている。すなわち、2 つの相反する利益観という従来の解釈ではなく、むしろ、第 9 章で示しているように複式簿記における仕訳の二面性を考えれば、表裏一体の関係にある。このことから、表面的にしか理解されていない資産負債観における問題点や本質について指摘している。さらに、単に問題を指摘するだけでなく、なぜ 1976 年の討議資料において新たな利益観が示されたのかという本質についても検討している。この点について、高橋氏は、従来の原価実現に基づく純利益概念だけでは不十分であり、時価評価を中心とする評価損益等の新たな利益を考えなければならない時期でもあったと考えている。現行の会計制度は、収益費用観から資産負債観に移行したという表面上の解釈に対して疑問を呈し、現在の資産負債観そのものに原価実現といった純利益をベースとした、すなわち従来の収益費用観を含んだものであるという新たな解釈を行っているという点で、これまでにはない見解を示している。

このような積極的意義がある一方、問題点がないわけではない。例えば、研究テーマが本質的なものであるからこそ、抽象的観念的な議論になりやすく具体的なイメージが持ちにくいことである。「資産・負債」の定義づけなどは確かに重要であり、FASB や企業会計原則など各基準設定上でそれぞれ定義しているが、それ自体抽象的であり、また矛盾も含んでいる。さらには定義そのものの違いを比

較してもそれ自体に大きな利点はない。このことは本研究の難しさを示している。また、第 1 章から第 3 章において、20 世紀における会計利益に関する議論を踏まえているが、歴史研究から見れば十分とはいえないであろう。なぜなら、議論が起きた当時の社会経済的背景や、当時の会計環境を考察しなれば、なぜそのような主張が生まれたのかが理解できないからである。しかしながら、本論文は歴史研究ではなく、今日の会計制度のベースとなる包括利益や資産負債観と関連した先行研究を踏まえているという点では、大きな問題点とはいえないであろう。さらに、「会計利益概念」と「会計利益」、「会計利益観」や「会計構造」など似たような用語が多いため、これらの定義を明確に区別する必要がある。部分的には説明されてはいるが、読者から見れば不十分であり、それらをもっと明らかにする必要があったと思われる。そして最後に、口頭試問において審査委員から質問でも出たことだか、このような本質的研究という大きなテーマだからこそ、今後の研究において具体的にどのような方向で研究していくのか、すなわち研究者としての方向性が不明確ではないかという懸念が指摘された。この点については、高橋氏の今後の検討課題として委ねることであり、論文そのものの懸念事項ではないともいえる。

以上のような問題点は残るが、本論文が「会計利益観とは何か」、「包括利益とは何か」という本質的な命題に正面から取り組み、またこれまでの先行研究や歴史研究を踏まえて考察してきたことは、高く評価すべきである。審査委員の見解に従えば、本研究は「古くて新しいもの」であり、かつ「新しくて古いもの」でもある。また、先行研究ではみられないアプローチや解釈については独創性が十分にあるものと高く評価すべきものである。

以上のような評価により、本論文は博士（経営学）の学位を授与するに値するものであるとの結論で、審査員一同は一致した。